

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 125
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

厚生労働省令和7年度補正予算 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業 診療所等賃上げ支援事業（補助金：〆切7/31まで） 申請書兼実績報告書（R7年12月～R8年5月分）

現在鳥取県医療政策課にて「診療所等向け記載例」を作成中です。
県のホームページで公開され次第、当会からもお知らせします。

【診療所等賃上げ支援事業】

今年3月に厚労省が令和7年度補正予算で開始した「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」（賃金改善に対する給付金）の申請・実績報告が始まっており、鳥取県医療政策課のホームページにて申請のための様式（エクセルファイル）が公開されています。

※すでに実施済みの医療機関が申請および報告をするものです。

○申請書・実績報告書様式について

支給申請書兼請求書と申請書兼実績報告書（別紙様式2）のエクセル内には「支給申請書兼請求書」「申請書」「実績報告書」のシートがありますが、どこに何を記載すべきか分かりにくいというお問合せを多くいただいております。

当会より鳥取県医療政策課へ現在の状況をお伝えし、以下の回答を得ました。

●診療所向けの記入例は現在無いが、鳥取県医療政策課で診療所向けの記入例を今後作成し、公開予定。

●【「賃上げ支援」申請書】について

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】のうち、④～⑥についてはどれか1つにチェックが入っていればよい。本給付金を充当するベースアップについては、全てチェックをお願いしたい。

●【「賃上げ支援」実績報告書】について

「賃金改善の総額」には賃上げに伴って上昇する法定福利費も含まれているため、無床診療所の場合で、法定福利費を除くと補助上限額の15万円を下回る場合は、その下回る金額（15万円と比較して低い方の額）が給付金の額になってしまうため、なるべく法定福利費を含めた額で申請いただきたい。

●「令和8年6月1日以降の賃金改善水準（直接入力）（比較対象は給付金による賃金改善前の水準）」について

令和7年11月時点での給与水準と令和8年6月1日以降の給与水準と比較し、改善された金額を記載する。そのため、本給付金によるベースアップを実施していない令和7年11月時点の賃金水準と令和8年6月1日以降の賃金を比較いただきたい。

●エクセルへの入力について

入力対象となっているセル（黄色部分）については、該当部分のみ記載し、そうでない部分は空欄でよい。（例：「特別手当」および「一時金」で対応した医療機関は当該セルのみ入力し、「基本給の引き上げ」、「毎月決まって支払われる手当の引き上げ」、「給付金を充て、算出可能な場合のみ記載」は空欄でよい。）